特例監理技術者の配置を行う場合の確認事項

　　　　　　　　会社名：

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 建設業法第２６条第３項第２号による監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 |
| □ | 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 |
| □ | 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、配置時点の日以前に入札参加者と３か月以上の雇用関係があることをいう。 |
| □ | 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとすること。 |
| □ | 特例監理技術者が兼務できる工事は、入札公告１(3)の工事場所が所在する市区町村に隣接する市区町村を施工場所とする工事でなければならないこと。 |
| □ | 上記項目を全て満たしている。 |

（注）該当する□を■に置き換えること。

特例監理技術者の配置を行う場合の提出資料

特例監理技術者の配置を行う場合は、以下の資料（下線部）を**落札決定後に**提出すること。

１　建設業法第２６条第３項第２号による監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

・監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証等）

２　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

・１の提出書類と同じ

３　監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、配置時点の日以前に入札参加者と３か月以上の雇用関係があることをいう。

・監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類

４　同一の特例技術管理者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。

・特例監理技術者が兼務する工事のＣＯＲＩＮＳの写し等

５　特例監理技術者が兼務できる工事は、入札公告１(3)の工事場所が位置する市区町村に隣接する市区町村を施工場所とする工事でなければならない。

・４の提出書類と同じ

６　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

７　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

８　監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。

・６から８までの業務分担、連絡体制等を記載した書類

（注）提出場所及び提出方法については、入札説明書21(2)を確認すること。